

福岡市水道検針員における 労働協約の地域的拡張適用



● 関係者

- 申立人 自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン
- 代理人 古川景一弁護士
- 補佐人 連合中央オルガナイザー（当時）、自治労本部オルガナイザー、自治労福岡県本部オルガナイザー
- 協約締結使用者 ヴェオリア・ジェネッツ（東部ブロック受託者）
第一環境（中央ブロック受託者）
- 発注者 福岡市水道局 ※単組は自治労加盟

福岡市水道検針員における 労働協約の地域的拡張適用



● 経緯（申立から決定）

- 2023年2月9日、福岡県知事（労働政策課）に申立て。すみやかに福岡県労働委員会に回付。
- 10月4日、労働委員会小委員会（6人）にて拡張適用を決議。
- 11月16日、労働委員会総会（21人）にて拡張適用を決議。県知事に回付。
- 2024年1月5日、福岡県知事は、福岡市における水道検針員に関する労働協約の地域的拡張適用を決定。

福岡市水道検針員に対する労働協約の地域的拡張適用の決定について

概要

1. 経緯

- 2023年 2月 9日：自治労福岡市水道サービス従業員ユニオン、福岡県知事に拡張適用の申立て
- 2023年11月16日：福岡県労働委員会総会にて拡張適用を決議
- 2024年 1月 5日：福岡県知事決定(公告) ※4月から適用開始

2. 地域的拡張適用の内容

(1) 適用地域：福岡県福岡市全域

(2) 適用対象：時間給制水道検針員

(3) 労働協約のポイント：

- ① 1時間あたりの最低賃金額、標準賃金の設定
- ② 裁判員休暇の有給化
- ③ 労働保険・社会保険に関する権利の確認

拡張適用される賃金体系等のポイント

○ 1時間あたりの賃金額の原則：1,082円を下回らないものとする

○ 標準賃金の設定：次のとおり、4段階の標準賃金(時給)を設定

月間 検針 実件 数	3,500件以上	1,605円以上			
	3,000件以上	1,556円以上			
	2,500件以上	1,485円以上			
	2,000件以上	1,420円以上			
		80時間以内	100時間以内	120時間以内	140時間以内
各賃金計算期間における実労働時間の合計数					

(参考)【福岡県の最低賃金】

941円

(2023年10月～)

